地方税制のあり方に関する検討会　道府県民税利子割に関する中間整理（概要）令和7年7月

与党税制改正大綱を踏まえ、道府県民税利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況に対応するための方策について検討を行った。その概要は以下のとおり。

道府県民税利子割における現状と課題

- 利子割は、納税義務者の住所地（あるべき税収帰属地）と預貯金の口座所在地が概ね一致するとの制度創設時の考えから、住所地課税の例外として、**預貯金の口座所在地都道府県で課税**
- 近年、インターネット銀行の伸長等の経済社会の変化により、**あるべき税収帰属地と課税団体との間に乖離が生じる構造**となっている

○ 利子割税収の東京都シェアは令和4年度～令和6年度（速報値）で40%超の状況が継続
  - 他の個人住民税（所得割・配当割・株式等譲渡所得割）はいずれも近年20%程度で推移
  - 住所地都道府県別の預貯金額シェアの推計値も近年15%程度で推移

○ 本店以外の営業所等を持たない「インターネット銀行」の口座や実店舗が存在しない支店である「インターネット支店」に紐付いた口座に係る利子割は、口座開設者の住所地にかかわらず、本店所在地に納入される構造

具体的な対応策・清算制度の導入

- まずは**住所地課税の実現が検討されるべき**だが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、**直ちに実現することは困難**
- 利子割の現状に早急に対応するため、**あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制**として、**清算制度を新たに導入すべき**
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、**利子等の発生源である預貯金との相関がある、住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる**
- 詳細については、実務的な観点から、**地方団体の事務負担に配慮し検討することが望ましい**

注　総務省 地方税制のあり方に関する検討会「道府県民税利子割に関する中間整理（概要）」（令和７年７月）より抜粋

国の中間整理に対する都の主張

都のスタンス

- ✓ **住所地課税の実現**については、**都も同一の認識**
- ✓ **国は金融機関に対し必要な実態調査を行った上で、住所地課税に向けて具体的な道筋を示すべき**であり、**安易な清算制度の導入**など**拙速な対応を行うべきではない**

中間整理の問題点

- ✓ 国の検討会では、**住所地課税の実現がされるべき**としながら、**実現に向けた道筋が示されていない**
- ✓ **極めて少ないサンプル調査**等による**不十分な分析**しかなされていない
  - ・調査結果と実態が乖離している可能性が高く、正確な実態把握が必要
- ✓ 本来の目的である**税収帰属の適正化から外れ、拙速に税制改正を進めようとしている**
  - ・早急な対応を必要とする根拠としている都の税収シェアは直近の数値で大幅に低下

「家計調査」における対象自治体及びサンプル数

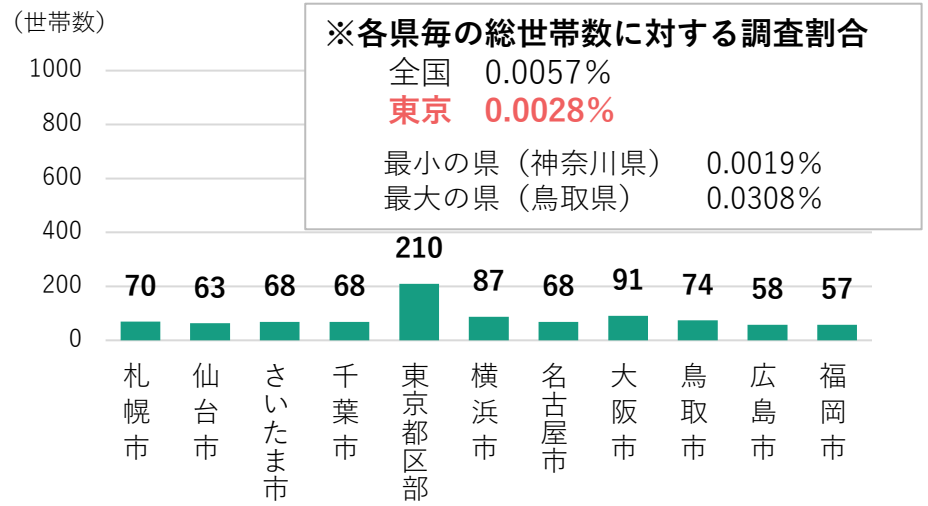

※　総務省統計局　家計調査
都道府県庁所在市別貯蓄及び負債の１世帯当たり現在高（二人以上の世帯）の集計世帯数より作成

利子割税収及び全国に占める都シェア

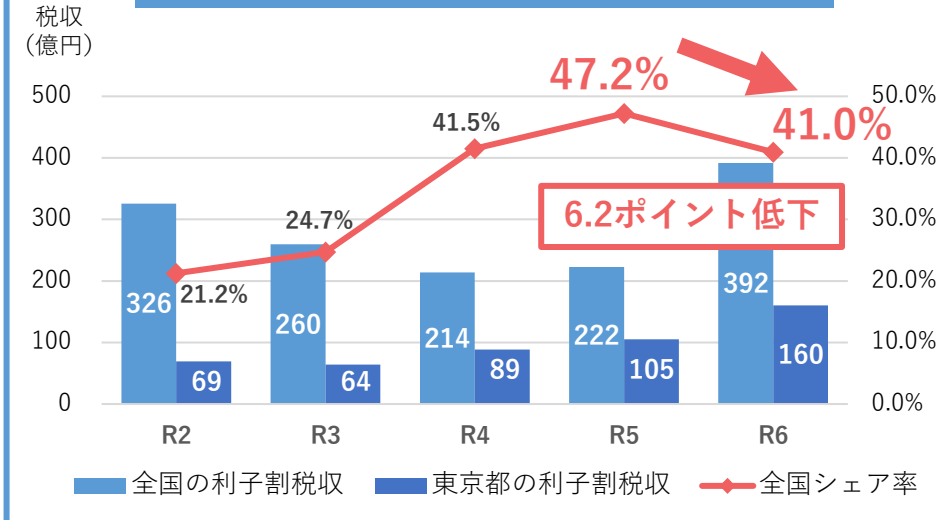

※　各都道府県の決算見込額より作成

注　東京都「令和８年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」（令和７年６月）、総務省 第８回地方税制のあり方に関する検討会（令和７年９月９日）東京都提出資料においても都の考え方を公表

東京都が実施した独自調査の結果

- ✓ 統計データで実態を把握できない以上、まずは実態を把握するため、**利子等の発生源である住所地別の預金残高シェア等を金融機関に対して照会すべきだが、行われていない**
- ✓ 都は、国に対し繰り返し調査の必要性を訴えてきたが実施されないため、**金融機関及び有識者に対し、都が独自に照会・ヒアリングを実施**

金融機関 調査結果

	預金残高シェア（預金者の住所地別） 【東京都分】
A銀行	**30.1%**
B銀行	**21.1%**
C銀行	**20.9%**

- 金融機関に対し照会を行った結果、**預金者の住所地別の預金残高等の取得は可能**
  （依頼後、各行ともデータの抽出は数日で対応可能であった）
- **都の預金残高シェア**は銀行により幅があるものの、**いずれも所得割の18.6%を上回っている**

有識者 ヒアリング結果

- **インターネットバンクの利子割税収が本社のある住所地に帰属することが問題**であるのなら、**当該部分の税収に限って、その他の銀行の残余の税収シェアで配分すれば、より住所地課税に近い数字が出るはず**

第２回小委員会（東京都税制調査会）における主な意見

- 国の調査は粗すぎる。**適正な調査・分析を経た上で、**あるべき税収帰属先との乖離が生じているのであれば、**実態を確認した後、本来あるべき住所地課税に向けた検討を行うべき**
- **国の検討会**の中で、再三言われているのが、**原則は住所地課税**であるということ。また、**今回の清算制度の導入は、中間点にすぎないと認識しながら議論を進めているところ**であり、住所地課税を目指す観点からは（東京都の考え方と）特にずれていない
- 利子割についても、**住所地課税が原則であることに異論はない**が、それを**どうやって実現するのか、あるいは実現するまでどうするのかという二つの問題**がある
- 東京都だけがこのように突出して高い比率の税収を得ているという状況がある中、実態解明をやるまでは手をつけるべきではないというスタンスを取るのはいかがか
- **金融資産を多く保有しているのは高齢者**であるため、**清算基準に所得割を用いるのはやめたほうが良い。勤労者の比重の多い所得割で利子割を按分するのはあまり妥当ではない**
- **利子割の帰属の適正性ということを確保**するためには、**金融機関が、預金者の住所地の情報を把握することを求める**ということが不可欠ではないか
- 預金口座へのマイナンバー付番が実現した場合、利子割の住所地課税が実現するのはもちろんのこと、社会保険制度における給付の適正化や金融資産の損益通算、マネーロンダリングの防止等にもつなげることができるのでは